

山梨県環境整備センター (明野最終処分場)の 閉鎖について

やまなし県政だより
ふれあい
[号外]

発行:平成25年12月30日 山梨県広聴広報課



県では、北杜市明野町の山梨県環境整備センター(明野最終処分場)について閉鎖を決定しました。県民の皆さまに、センターを閉鎖するに至った経緯や多額の赤字が生じる理由などについてご説明いたします。

県民の皆さまへ

北杜市明野町の環境整備センターについては、11月定例県議会において、施設を閉鎖せざるを得ない事情や、約55億円の赤字が見込まれる収支見通しなどをご説明し、ご議論を賜ってきたところでございます。

センターは、平成5年当時、全国的に産業廃棄物の最終処分場が著しく不足する中、産業界などからの強い要請を受け、県内において産業廃棄物を適正に処理できるよう整備が進められ、構想から15年余を経て平成21年5月に操業を開始いたしました。

しかしながら、景気悪化の影響やリサイクルの進展などにより、産業廃棄物の最終処分量

が大幅に減少したことなどから、センターは、当初計画に沿った搬入量が確保できず、多額の赤字が見込まれることとなりました。

私としては、センターは地元をはじめ県民の皆さまのご理解とご協力をいただき整備したものでありますので、操業開始後4年間、できる限り搬入量を増やし施設の有効活用を図るべく努力をまいりました。

しかしながら、漏水検知システムの異常検知という、本来あってはならないトラブルが2度にわたって発生し、施設の閉鎖を余儀なくされることとなりました。

今般、このような形で閉鎖せざるを得なくなったことは痛恨の極みであり、多額の赤字が生じることと併せ、あらためて、県民の皆さまに対して心からおわびを申し上げます。

閉鎖後のセンターについては、安全性に十分配慮しながら汚水処理などの維持管理を適切に行うとともに、可能な限り赤字額を縮減できるよう最大限の努力を行ってまいります。

(平成25年12月13日

11月定例県議会知事発言要旨)



山梨県知事 横内 正明

1 センターの運営状況

センターは、平成21年5月に操業を開始しましたが、折からの経済不況やリサイクルの進展などに伴い、産業廃棄物の最終処分量が減少したことにより、開業当初から、廃棄物の搬入量が開業前に策定した収支計画を大幅に下回りました。このため、廃棄物の搬入量増加に向け、県は、センターを運営している環境整備事業団と共に、県内の廃棄物処理業者へセンターの活用を働きかけるなどの取り組みを行い、その結果、平成22年7月ごろからは搬入量が着実に増加しました。(図1)

こうした中、平成22年10月に1度目の漏水検知システムの異

常検知が発生し、原因究明調査や損傷が生じた上層遮水シートの補修などのために1年半近くの間、廃棄物の搬入を停止しましたが、調査結果を踏まえ、他の箇所に損傷がある可能性は極めて低いと判断し、平成24年3月に搬入を再開しました。

搬入再開後は、再び廃棄物が着実に搬入されるようになりましたが、平成24年12月に2度目の異常検知が発生したため、再度、廃棄物の搬入を停止し、事業団では、学識経験者などで構成する調査委員会を設置し原因究明調査を行いました。平成25年7月29日に報告された調査結果の概要は図2のとおりです。

図1 センターへの搬入状況

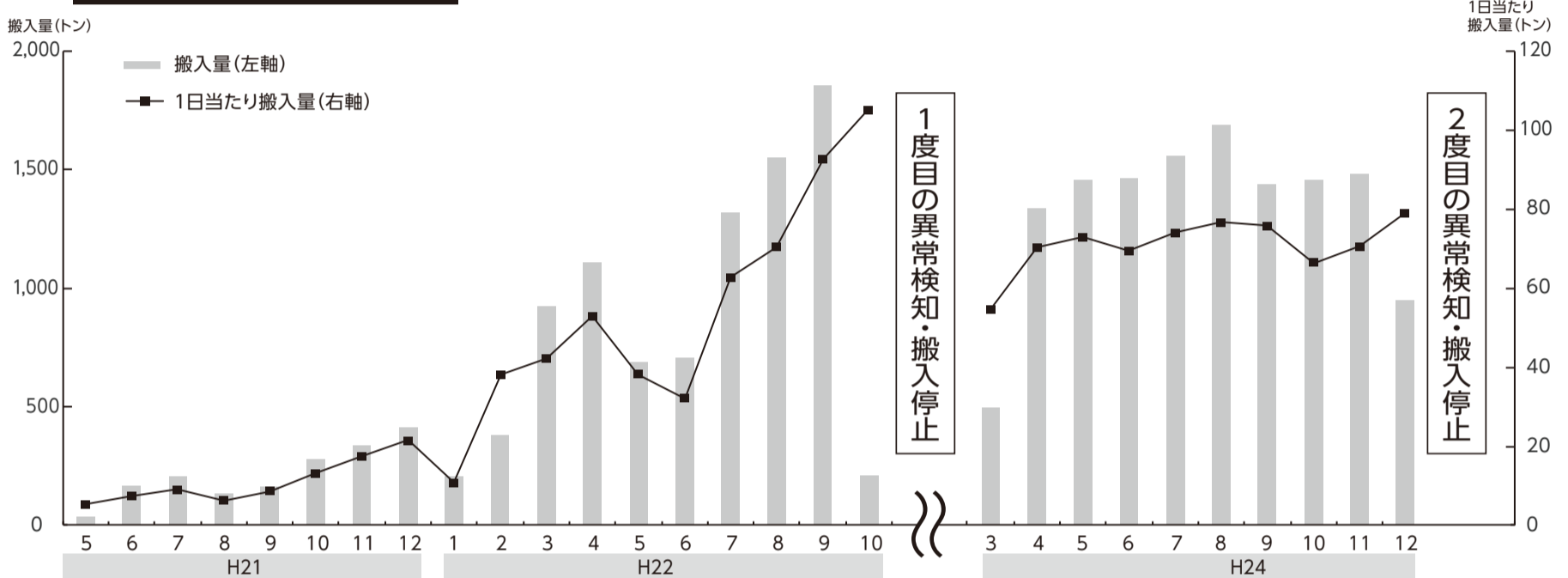
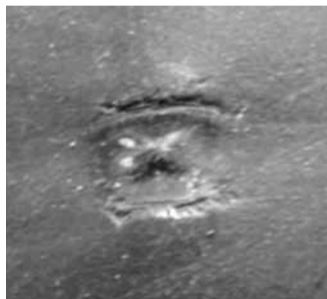


図2 2度目の漏水検知システムの異常検知に関する調査結果

異常検知の原因

施工過程において、漏水検知システムの銅線交点部に瞬間的に強い荷重がかかったことにより、上層遮水シートに微小な損傷が生じ、この損傷を介して電流が流れたことが原因である。

1mm



上層遮水シートの損傷

施設の安全性

上層遮水シートの損傷箇所からの汚水漏れの形跡は認められず、また、地下水の水質分析結果にも異常はなく、施設全体の安全性は保たれている。

調査結果を踏まえた考察

センターの埋立地においては、同様の損傷が他にも発生している可能性を完全に否定することはできず、今後の廃棄物の埋め立てに伴い、再び異常が検知される可能性は完全には否定できない。

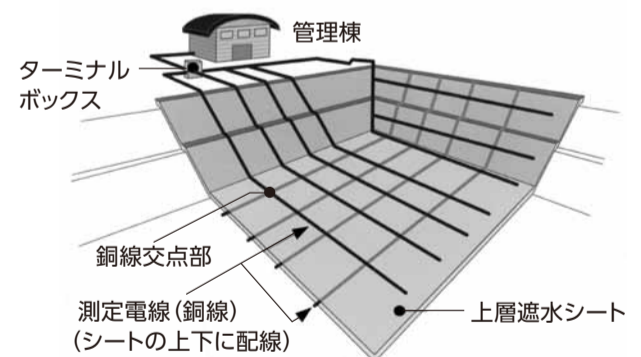
異常検知が発生した場合、廃棄物の搬入を長期間停止するなど、センターの管理運営に多大な負担と支障を及ぼすと推測される。

《漏水検知システムの仕組み》

センターで導入している漏水検知システムは、上層の遮水シートを挟んで測定電線(銅線)が格子状に配線されています。

万が一、上層の遮水シートが損傷し、汚水漏れが生じた場合には、損傷箇所を通じて上下の電線間に電流が流れるため、その電流を測定することにより汚水漏れを検知し、その位置を特定することができます。

センターで2度にわたり発生した漏水検知システムの異常検知では、汚水漏れがないのに検知していました。



2 センターの閉鎖と今後の維持管理

■センターの閉鎖

調査委員会の調査結果を踏まえ、事業団から施工業者に対して、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求めてきましたが、施工業者からは、応じられないとの回答がありました。このため、センターが廃棄物の搬入を再開するためには、「施工業者に補修を求める訴訟を提起」するか、「事業団が自ら補修を実施」するか、2つの方策のいずれかが必要となります。

しかし、2つの方策については、表1のような課題があり、いずれも廃棄物の搬入停止の状態が長期に及び処分場としての信頼性を喪失し、また赤字のさらなる拡大により県民負担が増加することから県民の皆さまのご理解をいただくことは難しいものと考えました。

このため、センターについては、廃棄物の搬入再開を断念し、施設を閉鎖せざるを得ないものと判断しました。

なお、近年、全国的に産業廃棄物最終処分場の空き容量には余裕があることから、本県では当面、公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しています。

今後は、県内および全国の産業廃棄物処理量やリサイクル技術の進展などを踏まえ、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界および市町村等の意見を伺いながら、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法などについて検討します。

■今後の維持管理

調査委員会の報告では施設の安全性に問題はなく、その後の地下水のモニタリングにも異常はないことから、施設の安全性は保たれています。施設の閉鎖後は、廃棄物の飛散・流出防止のための最終覆土を行い、引き続き、地下水のモニタリングを実施するなど、施設の安全性に十分留意しながら適切に汚水処理などの維持管理を行っていきます。

表1 廃棄物の搬入再開に向けた方策

方策	問題点	センターの収支への影響
施工業者に補修を求める訴訟を提起	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判の長期化が見込まれ、裁判の結果など先行きが不透明な中で施設の休止状態が継続 ・このため、センターを利用する処理業者の信頼を維持し続けることが困難 ・休止状態が続くため、センターの赤字がさらに拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・休止状態においても、汚水処理などの維持管理の経費として年間1億円程度が必要 ・裁判と補修に10年を要すると仮定した場合、その間の維持管理費として新たに約10億円が必要
事業団が自ら補修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団自身で新たに多くの資金投入が必要 ・既に多額の赤字が見込まれているセンターの赤字がさらに拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を撤去した上で補修を行うため、少なくとも工期に3年7カ月、工事費および維持管理費で約20億円が必要

3 センターの収支および損害への対応

■センターの収支

センターの収支については、開業前の平成20年5月には1,800万円余の黒字を見込んでいました。

しかし、その後3回にわたり収支の見直しを行った結果、現時点においては、約55億円の赤字が見込まれています。これらの収支見直しの経緯は表2のとおりです。

県・事業団では、可能な限り赤字額を縮減できるよう最大限の努力を行っていきます。

■損害への対応

異常検知および施設の閉鎖に伴う損害は、いずれも施工上の瑕疵に起因するものです。

このため、今後、廃棄物の搬入停止による料金収入の減少や原因究明に要した経費に加え、施設の閉鎖に伴う損害も含め、施工業者へ求償していきます。

表2 収支見直しの経緯

<p>●平成20年5月 開業1年前に収支計画を策定</p>	<p>▶廃棄物の搬入量は、山梨県産業廃棄物実態調査(H15~18)の最終処分量をもとに、基本的にその全量が搬入される(5.5年間で23万トン)こととし、収支は1,800万円余の黒字を見込んでいました。</p>
<p>○景気低迷やリサイクルの進展などによる産業廃棄物最終処分量の減少などにより、開業当初から廃棄物の搬入量が開業前に策定した収支計画を大きく下回ることが見込まれました。</p>	
<p>●平成21年11月 経営審査委員会(※)による収支計画の見直し</p> <p>※センターの収支計画の見直しなどについて調査・検証するために設置された第三者委員会</p>	<p>▶開業前に策定した収支計画の達成は困難であり、料金収入が収支計画で見込んでいた約49億円から約15億円へと大幅に減少し、約35億円の赤字が見込まれました。赤字の主な原因は次のとおりです。</p> <p>①開業前に策定した収支計画で見込んだ廃棄物搬入量の確保は困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者は複数の処分場を確保することが通例で、センターへの全量搬入は現実的でない。 ・リサイクルの進展や景気悪化により最終処分量が減少している。 <p>②5.5年という短い埋立期間の設定や、一般廃棄物はスラグ化した焼却灰に限定するという受入品目の設定が経営を厳しくしている。 ※埋立期間は15年程度が一般的</p> <p>③民間との価格競争により想定した料金収入の確保は困難</p> <p>④構想から着工までに極めて長い期間を要し、設計変更や管理費など、追加的な支出が必要となった。</p>
<p>○平成22年10月 ～平成24年3月</p> <p>1度目の漏水検知システムの異常検知が発生し、約1年5カ月間、搬入を停止しました。</p>	
<p>●平成23年5月 収支計画の見直し</p>	<p>▶平成22年10月の漏水検知システムの異常検知による搬入停止などの状況変化を踏まえて収支計画の見直しを行い、約47億円の赤字が見込まれました。赤字拡大の主な原因は次のとおりです。</p> <p>①異常検知に伴う搬入停止、受入単価の引き下げなどによる料金収入の減</p> <p>②原因究明調査経費やセンター管理費の増</p>
<p>○平成24年12月～現在</p> <p>2度目の漏水検知システムの異常検知が発生し、搬入を停止しました。</p>	
<p>●平成25年11月 収支の見直し</p>	<p>▶平成24年12月の2度目の異常検知の発生及び施設を閉鎖せざるを得ない状況を踏まえ、あらためて収支計画の見直しを行ったところ、次の原因により約55億円の赤字が見込まれます。</p> <p>①異常検知に伴う搬入停止および施設の閉鎖に伴う料金収入の減</p> <p>②原因究明調査経費やセンター管理費の増</p> <p>▶国から交付を受けた補助金について、返還の必要が生じた場合は、その額分の赤字が増えることとなります。</p>

山梨県環境整備センターの主な経緯

- | | |
|---|---|
| <p>平成5年9月 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」を策定
※県内を5地域に区分し、順次、管理型廃棄物最終処分場を整備</p> <p>平成6年9月 峡北地区の建設予定地を旧明野村の浅尾地区(現在地)に決定
※峡北地区最終処分場整備検討委員会の検討結果を受け県が浅尾地区に決定</p> <p>平成14年5月 埋立廃棄物や処分場規模を見直し
※焼却灰については、溶融スラグに限ると変更
全体面積について、14.8haから13.1haに変更 など</p> <p>平成17年11月 建設地を浅尾地区に再決定
※検討委員会において平成16年4月に建設地の再検討に着手し、その検討結果を受け、県が浅尾地区を建設地に決定</p> <p>12月 基本協定締結
※安全対策や規模縮小に関し県、事業団、北杜市の間で締結</p> <p>平成18年6月 公害防止協定締結
※受入廃棄物、水質基準、北杜市はじめ地元住民の代表者を含めた安全管理委員会の設置などに関して締結</p> <p>10月 造成工事に着手(H18.10.26~H19.2.16)</p> <p>平成19年1月 本体工事に着手(H19.1.29~H21.3.26)</p> <p>平成20年5月 開業1年前に収支計画を事業団の理事会に提出
※最終収支差額として、1,800万円余の黒字を見込む</p> <p>平成21年5月 山梨県環境整備センター操業開始
※開業後、急激な景気の悪化などの影響により、廃棄物の搬入量が開業前に策定した収支計画を大きく下回る状況</p> <p>6月 経営審査委員会を設置し、開業前に策定した収支計画の見直しに着手。約35億円の赤字が見込まれることを11月に同委員会が報告</p> | <p>平成22年3月 受入単価の引き下げを行い、4月には「廃棄物最終処分場対策本部」を設置し、センター活用促進策を検討・実施
※さらに、県・事業団が一体となった搬入確保の取り組みにより、着実に搬入量が増加</p> <p>10月 漏水検知システムが異常を検知(1度目)</p> <p>平成23年5月 最終赤字が約47億円と見込まれる収支の見直し結果を公表</p> <p>11月 安全管理委員会において施設の安全性について概ね了解
※6月~11月の間に原因究明調査に関する安全管理委員会を5回開催</p> <p>12月 廃棄物の搬入再開
※一部の住民の妨害活動により、廃棄物を搬入できず</p> <p>平成24年1月 廃棄物搬入妨害禁止等の仮処分命令を申し立て
※2月に甲府地裁が仮処分命令を決定し、3月には裁判所執行官による保全執行により搬入を再開</p> <p>2月 事業団の(第一次)改革プランを策定
※赤字額が約48億円と見込まれるため、事業団の財務基盤の安定を図るための補助制度を創設・実施</p> <p>11月 1度目の異常検知に係る損害賠償請求訴訟を提起</p> <p>12月 漏水検知システムが異常を検知(2度目)</p> <p>平成25年2月 調査委員会による原因究明調査(~7月)</p> <p>8月 施工業者へ協議の申し入れ
※事業団では、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の実施を求め、施工業者と協議を行ったが、10月までに各施工業者からは要請には応じられないとの回答</p> <p>11月 山梨県環境整備センター閉鎖を表明</p> |
|---|---|

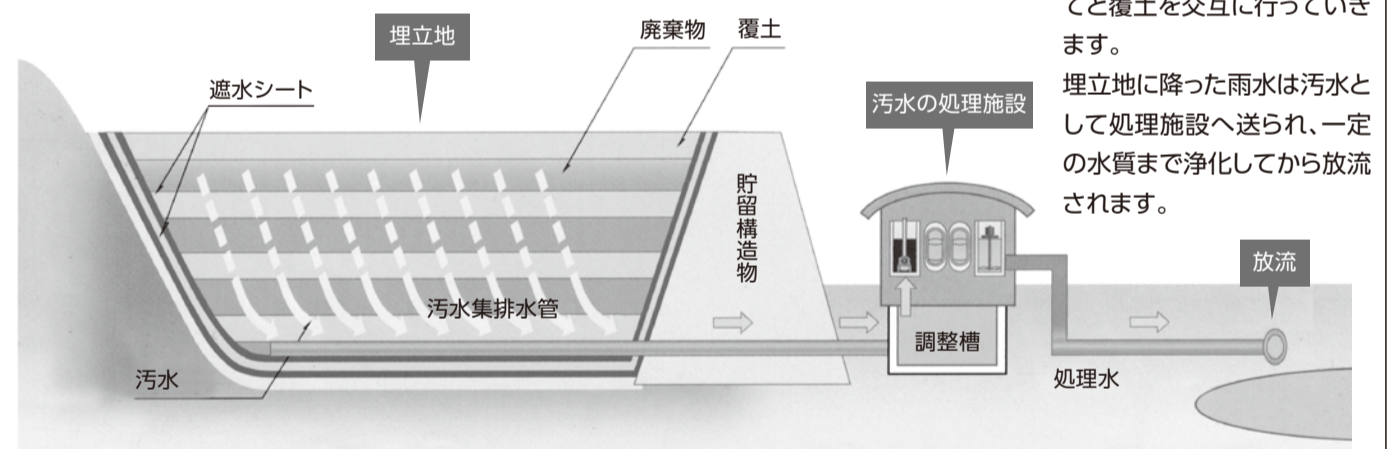
《参考》

施設の概要

山梨県環境整備センターは、本県で初めての公共関与(県などの自治体が施設整備や運営に関わること)による廃棄物最終処分場として、北杜市明野町において平成21年5月に操業を開始しました。

施設整備に当たっては安全性を重視し、埋立地に国の基準を上回る3重の遮水構造を設けて汚水漏れのリスクの低減を図るとともに、汚水の処理施設では、有害物質などを国の基準の10分の1程度の水質レベルまで除去することが可能となっています。

〈最終処分場のしくみ〉



〈センター埋立地内の遮水工〉

